

令和3年度 児童発達支援センター 盛岡ひまわり学園 事業計画

1 理念等

(1) 理念

- 一. 一人ひとりの発達に応じた支援を行い、伸び行く力を育てていきます。
- 一. 子どもと保護者の思いに寄り添い、共に歩み続けます。
- 一. 地域の子育て支援に努めます。

(2) ビジョン

笑顔輝く毎日、共に歩み続ける療育支援

(3) 基本方針

- ア 子どもの状態に配慮し、成長を支援します。
- イ 子どもの自尊心、主体性を育て、支援目標を達成させます。
- ウ 保護者の意向を受けとめ、充実した毎日を過ごせるよう支援します。

2 運営方針

児童福祉法に基づく設置目的を踏まえ、将来社会生活に適応し、自立するための諸能力の向上に向けた療育支援を推進する。

また、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」において、令和3年4月1日から当事業団に施設が譲渡されることから、開設当初から施設を運営し、蓄積してきた専門的知識・技能を継承するとともに、長年に渡り築き上げてきた専門的機関との連携体制など、今後も盛岡市における児童発達支援の中心的役割を担い療育支援と地域福祉の向上に寄与するものとする。

3 運営の重点

(1) 療育支援の充実

児童の障害、特性に応じて次の療育支援に努めると共に、療育支援の自己評価を通して療育支援の充実を図る。

- ア 健康指導の徹底
- イ 基本的生活習慣、身辺自立の確立
- ウ 社会生活への適応力の向上

(2) 児童発達支援計画による療育の充実

障がい児一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から一貫した支援を目的として、児童の実態把握とアセスメント（課題評価）の実施、適切な支援の目標と内容、支援を行う者・機関、モニタリング（評価）の実施時期・方法・関与する者等について、相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画と連携し、保護者参画のもと児童発達支援計画を作成し療育の充実を図る。

(3) 2期制による療育

子どもの変容把握と評価を的確に行い、安定的に継続した支援を実施し着実な成長を促すために2期制で療育を行う。

(4) 保護者との連携

保護者会「ゆりの木会」と連携を密にし、療育等の情報の開示及び意見要望等の解決を通して、学園と保護者が一体となり児童の成長発達への支援を推進する。

(5) 職員研修の充実

療育支援の専門知識、技術及び一般教養等資質向上を図るため、次の研修等を実施する。

- ア 研究会・研修会の開催
- イ 各種研修会、講習会への参加
- ウ 他施設等の視察研修

(6) 児童の安全確保と災害防止

健康状態の観察及び保健・給食衛生管理、食物アレルギー対応の徹底を行う。

毎月「防災の日」を設定し、防災の意識を高めるとともに、施設設備、備品、遊具等の安全点検を実施する。

また、避難訓練、消防設備点検等の実施により、児童の安全確保と災害防止に努めるほか、不審者対策として「ひまわりタイム」訓練を行うなど警察署との連携を図る。

(7) 関係機関との連携

児童の療育が円滑に実施されるよう岩手県福祉総合相談センター、盛岡市障がい福祉課、子育てあんしん課、母子健康課、盛岡市保健所、盛岡市教育委員会、岩手県立療育センター及び関係学校等と密接な連携を図る。

(8) 地域貢献

ア 盛岡広域圏自立支援協議会子ども支援分科会及び盛岡市自立支援協議会子ども発達支援分科会の中心的役割を担っていく。

イ 保育士等の福祉職を目指す学生の施設実習及び教職を目指す介護等体験の受け入れについて、養成校等と密接な連携を図り福祉に携わる人材の育成を行う。

ウ 障がい児への理解促進と開かれた施設を目指し、地区子供会との交流や市内小中学校の総合学習への協力、津志田つばさ園・ながい保育園・みたけ保育園等との交流のほか、ボランティアの受け入れ態勢を整備し地域社会との連携を図る。

(9) 経営の安定と持続可能な体制づくり（新ひまわり学園構想へ続く取り組み）

施設譲渡による経営の安定を図るとともに、人材の確保・定着・育成を通して、持続可能な体制づくりを行う。また、新ひまわり学園構想について、市民・地域社会のニーズ等の把握・情報収集などを通してあらゆる可能性を研究する。

4 日中一時支援事業の実施

障がい児を日常的に介護している家族の就労支援と、一時的な休息を目的として、児童の見守りや社会に適応するための訓練等の機会の提供を行う日中一時支援事業について、利用者のニーズの把握に努め周知を図る。

5 保育所等訪問支援の実施

保育所等訪問支援を行う事業所として、保育所や幼稚園、その他の児童の集団へ積極的に出向き、児童発達支援センターの専門性を提供していく。

6 障害児相談支援の実施

障がい児の定義に発達障がい児が加わるなど、利用者のニーズも多様化する中、相談支援を実施する事業所として、様々な相談に柔軟に対応できるよう体制の充実を図る。

7 課題

- (1) 経営についての財務状態について共通認識を持ち、改善に向け行動する。
- (2) 業務の最適化を図り、より良い療育のために注力できる環境を整える。
- (3) 園内研修を定期的に行い、職員のスキルアップを目指す。

8 目標

- (1) 職員会議等において財務状況を確認する。

目標項目	毎月の職員会議等において実施する時間を確保する。
目標水準	毎月実施する施設長会議の資料に基づき、施設長が各月の利用状況や収入状況、課題点などを提起し意見交換を行うなど認識の共有を図る。
目標期限	月1回 15分～30分
期待する成果	経理状況の認識を通して、利用率・計画作成の向上に繋げる。

〈目標達成のための手段・プロセス〉

- ア 各月の利用状況について、施設長が説明を行うとともに、必要に応じ出納担当者からも説明を行う。
- イ 経営モニタリング表について、施設長が全職員に説明を行う。
- ウ 経営モニタリング表について、経営企画室から全職員に説明する機会を2回設けるほか、正規職員による意見交換の機会を2回設ける。
- エ 意見交換に基づき事業計画や具体的行動に繋げる。

- (2) 業務の最適化を図り、より良い療育のために注力できる環境を整える。

目標項目	行事や組指導の活動の成果と課題を明確にし、療育支援の改善を図る。 相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画と連携するとともに、アセスメント（課題評価）手法を確立する。 ヒヤリハット報告書について、毎月の職員会議において評価・改善点・現状について協議を行う。
目標水準	活動の目的・内容・必要性・次第等について精査し共有を図る。 障害児支援利用計画との連携プロセスとアセスメント（課題評価）の手法を整備する。 ヒヤリハットに係る気付きと意識を高める。
目標期限	行事、組指導、ヒヤリハットについて、毎月実施する。 障害児支援利用計画との連携、アセスメント（課題評価）の手法について、第1期から試行的に実施し、次年度から本格的に実施する。
期待する成果	全職員による認識の共有による業務の最適化と、組織的な取り組みに繋がる。

〈目標達成のための手段・プロセス〉

- ア 行事及び組指導の反省点やヒヤリハットの状況を的確にまとめ、事前配布することで協議時間や改善点等の意見交換の効率化を図る。
- イ アンケートを実施し次年度の活動や事業計画に反映させる。
- ウ 障害児支援利用計画との連携及びアセスメント（課題評価）担当責任者、担当チームメンバー及びスケジュールを明確にして組織的に取り組みを行う。

(3) 職員の人材育成を図る。

目標項目	園内研修や伝達研修，事例検討を行い，職員のスキルアップや療育支援の向上を目指す。
目標水準	プール教室の日を研修日として設定し，講師を招いての研修や視察・伝達研修を行う。実施時間を検討し多くの職員が参加できるよう努める。 発表や伝達を通じて自身の理解を深め，同僚職員への知識の共有・向上へと繋げる。 目標管理制度の定着に向け，目標達成状況確認と次年度に向けた助言，指導を適切に行う。 人材育成につながる研修計画の作成に取り組む。 発達段階を見極め，事例検討の時間をしっかりとることで日々の療育支援を高める。
目標期限	園内研修，伝達研修，事例検討 視察…年間7回
期待する成果	研修で学んだ知識を普段の療育支援に用いる。 研究紀要の作成

〈目標達成のための手段・プロセス〉

- ア 職員の受けたい研修や視察先についてアンケートを実施する。
- イ 開催日と内容について年間計画を立てる。
- ウ 人材育成につながる研修計画の作成と評価を的確に実施する。

9 児童に対する指導計画

(1) 指導目標

「じょうぶな子」「明るい子」「がんばる子」を目指して，次の具体的な項目を指導目標とする。

- ア 身の回りのことを自分でできる。
- イ 人と遊んだり，楽しく交わって集団生活ができる。
- ウ 安全に注意し清潔に気をつける。
- エ 日常生活に必要な言葉を豊かにし生活に役立てる。
- オ 美しいものを見たり作ったりして楽しむ。
- カ 音楽やリズム遊びを楽しむ。
- キ 自然や社会の色々な事柄を知る。

(2) 指導計画

指導目標の達成を目指して，児童が学園での生活基盤となる組別指導，児童一人一人の能力，特性に応じた個別指導，さらに組別指導の枠を外して，音楽を聞いて身体表現をしたり，集団で活動する楽しさを味わうことを目的として合同指導を行う。

以上の各指導については，年間計画，各期計画，月間計画を立案し，適切かつ継続的指導を実施する。

10 月別行事計画

月	園内行事	園外行事
4	入園・対面式, 内科健診, 身体測定	
5	こいのぼり会, 眼科健診, 総合避難訓練	
6	耳鼻科健診	親子遠足, 園外指導
7	創立記念日, ひまわりまつり, 七夕会 歯科健診	
8	家庭訪問	
9	参観週間, うんどう会	
10	身体測定, 総合避難訓練, 内科健診	園外指導
11	やきいも会	盛岡地区合同作品展 盛岡地区合同学習発表会
12	クリスマス会	
1	もちつき会 地区子ども会との交流会	
2	豆まき会, お楽しみ会	
3	ひなまつり会, 卒園式	

定例行事：全体朝会，誕生会，プール教室，保育園交流会，避難訓練，体重測定

◎ 盛岡市委託事業 盛岡市母子通園事業

(通称 わらしっこ教室 わらしっこ都南教室 わらしっこ玉山教室)

1 運営方針

盛岡市に住所を有する生後5ヶ月を越え小学校就学の始期に達するまでの、知的障害やその疑いのある乳幼児を対象に、健やかな成長発達を助長することを目的とし、また、日常生活における基本動作の確立、集団生活への適応などを目指して療育支援を行う。

保護者に対しては子の行動や発達の正しい理解と家庭での養育のあり方などについて、関係機関と連携をとりながら支援の充実を図る。

2 運営の重点

(1) 早期発見・早期療育支援の推進

ア 療育支援の充実

乳幼児の発達実態を把握し、個々に応じた効果ある療育支援を行う。

イ 保護者への支援充実

養育上の諸問題について幅広い見方、感じ方、接し方があることなど、子どもの発達や行動に対する対応方法等の情報を提供し、保護者が理解を深め自信を持って養育できるよう支援する。

(2) 発達・療育に関わる相談事業の充実

発達上何らかの困難を抱えている子どもを養育する家庭の療育相談や、関係機関からの各種相談に応じる。

(3) 職員研修の充実

毎月の指導会議を通して事例及び指導法の研究、各種研修会及び講演会への参加など職員の資質向上を図る。

(4) 保護者との連携

保護者と職員が一体となり、子の成長発達への支援を推進する。また、意見要望等

の解決を通して保護者との連携を密にする。

(5) 他機関との連携

ア 保育園，幼稚園，子育て支援センター，医療機関等各関係機関との連携を密にする。

イ 盛岡市保健所，岩手県立療育センターとの連携を図る。

ウ 児童発達支援事業所等との連携を図り，スムーズな移行がなされるよう情報を共有しながら，連続した支援を行う。

3 月別行事計画

月	行 事	月	行 事
4	はじまりの会，お花見会	10	
5	こいのぼり会	11	親睦会
6	家族登園日	12	クリスマス会
7	ひまわりまつり	1	
8		2	
9	うんどう会	3	すだちの会

定例行事：誕生会，リハビリ相談会，プール教室，避難訓練，保護者学習会，家庭訪問(随時)

◎ ひまわり学園附帯事業 盛岡市おもちゃ図書館

心身に障害のある児童等の健やかな成長発達を支援するため，おもちゃを利用した遊びの場を提供すると共に，おもちゃの貸し出しを行う。

1 開館日

原則として毎月第1，第3土曜日 午前10時～午後3時（保護者等が同伴）

2 貸し出し方法

- (1) 1回の貸し出し数は，原則2点以内で期間は2週間以内
- (2) おもちゃの総数は約600点

◎ 盛岡市委託事業 盛岡市子ども発達支援事業所『ひまわり』

障がい児をはじめ，発達の上で気になる様子があるなど，日常生活において支援が必要となる子どもの保護者等からの相談に応じ，必要な情報提供及び助言等を行い，盛岡市及び障害児通所支援事業所等との連絡調整その他厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することにより，障がい児等や，その保護者等の地域における生活を支援し，日常生活又は社会生活における自立の促進を図る。

(1) 総合的・専門的な相談支援

障がい児等に係る相談について，福祉サービスの利用援助や各種支援施策に関する情報提供など，相談者のニーズに対応できる総合的な支援や専門的な指導，助言を行う。

(2) 保育園や幼稚園等への訪問指導

市内の保育園，幼稚園への巡回を実施し，施設等の支援を担当する職員や障がい児等の保護者に対し，発達面での課題や障がいの早期発見・対応のための助言等の支援を行う。

(3) 権利の擁護のために必要な援助

児童相談所等，関係機関との連絡調整を行う。